

令和 6 年 8 月 1 日
生活文化政策部

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例素案、運用方針（第 2 次）及び
支援策素案について

(付議の要旨)

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例素案、運用方針（第 2 次）及び支援策素案を取りまとめたので決定する。

1. 主旨

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例について、条例素案、運用方針（第 2 次）及び支援策素案を取りまとめたので決定する。

2. これまでの経緯

令和 5 年	9 月	5 日	区民生活常任委員会報告（条例制定に向けた考え方について）
	12 月	20 日	第 1 回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
6 年	1 月	31 日	第 2 回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
	3 月	14 日	第 3 回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
	4 月	24 日	区民生活常任委員会報告（条例骨子、運用方針（第 1 次））
	5 月	22 日	第 4 回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会
		31 日	犯罪被害者当事者との意見交換
	6 月		支援機関の支援者（相談者）へのアンケート実施
		13 日	第 5 回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会

3. 犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会での主な意見（第 4、5 回）

(1) 条例について

- ① 条例前文について。条例は、犯罪による被害をこれから受けてしまう可能性がある人も対象となるので全ての区民が対象となる表現を。
- ② 学校等の役割について条例で規定した方が良い。

(2) 運用方針について

- ① 日常生活支援については、介護や看護の観点も含めた方が良い。
- ② (仮称) 運用審査委員会の名称は、よく検討してほしい。また、スピード感をもって運用できる会議体であるべき。
- ③ 犯罪被害者等支援相談員はアウトリーチ的な支援を行うなら、支援策として打ち出す方が良い。

(3) 支援策について

- ① 教育に関する支援（通学や通学できない人の支援）はあった方が良い。
- ② 各種支援策の申請期間について。一時保育・預かり、カウンセリング費用助成、弁護士相談費用助成は、申請期間を長めに設定した方が良い。

- ③支援の制限にある、暴力団員等であるという定義は明確にした方が良い。
- ④支援金給付に関する交通事故の扱いの定義は明確にした方が良い。
- ⑤性犯罪支援金を罪種によって分けるのは疑問である。一律で良いのでは。
- ⑥支援の際の罪種はどの段階で判断するのか。

4. 条例骨子、運用方針（第1次）からの変更点

別紙1 新旧対照表 参照。

5. 条例素案、運用方針（第2次）及び支援策素案

別紙2 条例素案、運用方針（第2次） 概要版

別紙3 条例素案

別紙4 運用方針（第2次）

別紙5 支援策素案

6. 犯罪被害者等支援に係る概算経費

約8,000千円（年間）

【内訳】

- （1）犯罪等に起因する相談に関する支援
弁護士相談費用の助成、カウンセリング費用の助成
- （2）経済的支援
遺族支援金、遺族子育て支援金、重傷病支援金、性犯罪被害支援金
- （3）日常生活に関する支援
配食サービス、食事費用助成、家事・介護等支援費用助成、一時保育・預かり費用助成、移動費用助成、就労準備費用助成、修学費用助成
- （4）居住支援
宿泊費用助成、転居費用助成

7. 今後のスケジュール（予定）

令和6年 9月 区民生活常任委員会報告（条例素案、運用方針（第2次）、支援策素案）

パブリックコメント

10月 第6回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会

11月 第7回世田谷区犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会

12月 政策会議（条例案、運用方針案、支援策案）

シンポジウム（12月15日（日）：烏山区民会館ホール）

令和7年 2月 区民生活常任委員会報告（条例案、運用方針案、支援策案）

3月 区議会第一回定例会（条例案提案）

4月 条例施行

条例 新旧対照表

条例素案	条例骨子（令和 6 年 4 月常任委員会報告）
<u>犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変します。犯罪被害者本人や家族又は遺族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれのない誹謗中傷や偏見による差別等の精神的苦痛に悩まされる場合もあります。このような状況から、犯罪被害者本人や家族又は遺族ができる限り速やかに安全で安心できる生活を送ることができるようにするためには、これらの犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、配慮することができる地域社会全体の理解が必要です。</u> <u>区は、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築していくことを目指し、この条例を制定します。</u> （目的） 第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号）の趣旨にのっとり、世田谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区の責務、区民等及び事業者並びに<u>学校等の役割</u>を明らかにし、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進することにより、<u>犯罪被害者等が被った不利益等の軽減及び回復を図ることを目的とする。</u> （定義） 第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）犯罪等 犯罪被害者等基本法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。 （2）犯罪被害者等 犯罪等により、害を被った者及びその家族又は遺族その他	（目的） 第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号。以下、「法」という。）の趣旨にのっとり、世田谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区、区民等及び事業者の役割を明らかにし、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進するとともに、犯罪被害者等の人権を尊重し、犯罪被害者等が被った不利益等の軽減及び回復を図り、誰もが犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築していくことを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）犯罪等 法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。 （2）犯罪被害者等 犯罪等により、害を被った者及びその家族又は遺族その他

これらに準ずる者として区長が認める者をいう。 (3) 区民等 区内に居住し、通勤し、又は通学する者等をいう。 (4) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。 (5) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び学校以外の教育施設でその教育課程が学校の教育課程に相当するもの、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。 (6) 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、これを要因として被る、インターネット等による誹謗中傷、取材攻勢、報道、周囲からの好奇心な目又は心ない言動及び偏見による差別等によって生じる、生活への脅威及び制限、心身の不調、尊厳の侵害並びに経済的損失等の被害をいう。 (7) 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。 (8) 関係機関等 国、東京都、地方公共団体の機関及び警察並びに犯罪被害者等の支援に係る公共団体及び民間の団体その他関係する者をいう。 (基本理念) 第3条 犯罪被害者等への支援を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。 (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮すること。 (2) 犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、区、区民等、事業者及び関係機関等が相互に連携及び協力し並びに、長期的な視点とともに	これらに準ずる者として区長が認める者。 (3) 区民等 区内に居住し、通勤し、若しくは通学する者等をいう。 (4) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。 (5) 二次被害 犯罪等行為による直接的な被害を受けた後に、インターネット等による誹謗中傷、取材攻勢や報道、周囲等からの好奇心な目で見られることや心無い言動、偏見による差別等によって、犯罪被害者等の生活が脅かされる、または制限を受ける、心身に不調をきたす、尊厳を侵害される、経済的損失が生じる等の被害をいう。 (6) 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。 (7) 関係機関等 国、東京都、警察及び地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援に係る公共団体及び民間の団体その他関係する者をいう。 (基本理念) 第3条 犯罪被害者等支援を推進するための基本理念は、次のとおりとする。 (1) 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられるよう配慮して行われるものとする。 (2) 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて、区、関係機関等、事業者、区民等が相互に連携・協力し、長期
---	---

に、できる限り速やかに安全で安心できる生活を送るために必要な支援を途切れなく行うこと。

(3) 犯罪被害者等の名誉及び生活を害することがないように二次被害及び再被害の防止に配慮すること。

(区の責務)

第4条 区は、犯罪被害者等の支援に当たっては、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるよう犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるとともに、犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行うものとする。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、区が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように努めるとともに、雇用関係にある犯罪被害者等に対しては、必要な支援を行い、区が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

的な視点とともに、できる限り速やかに安全で安心できる生活を送るために必要な支援を途切れなく行われるものとする。

(3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の防止に配慮して行われるものとする。

(区の責務)

第4条 区は、犯罪被害者等の支援にあたっては、前条の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえつつ、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるとともに、犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添って支援にあたるものとする。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、第3条に規定する基本理念に則り、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、区の犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条に規定する基本理念に則り、その事業活動を行うに際しては、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように努めるとともに、雇用関係にある犯罪被害者等に対しては、必要な支援を行い及び区の犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

<u>(学校等の役割)</u> 第7条 学校等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、教育活動等において二次被害を生じさせることがないよう十分に配慮するよう努めるものとする。 2 学校等は、在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等という。」）が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるようにするため、その学校生活等に関し、必要な配慮が行われるよう努めるものとする。 3 学校等は、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。 <u>(犯罪被害者等相談窓口の設置)</u> 第8条 区は、犯罪被害者等からの相談について、この条例に規定する支援を総合的に実施するため、相談窓口を設置するとともに、犯罪被害者等への支援に関し、十分な知識及び経験を有する者を配置する。 2 前項の相談は、警察署への被害届の提出の有無を問わないこととする。 <u>(人材の育成)</u> 第9条 区は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等相談員及び支援に携わる職員を育成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。	<u>(犯罪被害者等相談窓口の設置)</u> 第7条 区は、犯罪被害者等からの相談について責任をもって受けとめ、この条例に規定する支援を総合的に実施するため、相談窓口を設置するとともに、犯罪被害者等支援に関し、十分な知識や経験を有する者を配置する。 なお、犯罪被害者等からの相談については、警察への被害届の提出の有無に関わらず受け付けるものとする。 <u>(人材の育成)</u> 第8条 区は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等相談員及び支援に携わる職員を育成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。
--	--

(犯罪被害者等への支援) 第 10 条 区は、次の各号に掲げる事項について、関係機関等と連携し、犯罪被害者等への必要な支援策を講ずるものとする。 (1) 犯罪等に起因する相談に関する支援 (2) 経済的負担の軽減 (3) 家庭生活及び仕事、学業の社会生活を継続することが困難となった者への支援 (4) 現在の住居に居住することが困難となった場合における支援 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める支援 (関係機関等との連携) 第 11 条 区は、犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携に努めなければならない。 (理解の促進) 第 12 条 区は、基本理念を踏まえ、区民等及び事業者並びに学校等の理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を講ずるものとする。 (区内に住所を有しない犯罪被害者等への支援) 第 13 条 区は、区内に住所を有しない者が区内で発生した犯罪等により害を被ったときは、第 8 条で規定する相談窓口を通じ、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、並びに必要な情報の提供及び助言等の支援を行うものとする。	(犯罪被害者等への支援) 第 9 条 区は、次の各号に掲げる事項について、関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援に関する必要な支援策を講ずるものとする。 (1) 犯罪等に起因する相談に関する支援 (2) 経済的負担の軽減 (3) 日常生活や日常生活に付随する仕事や学業を継続することが困難となった者への支援 (4) 現在の住居に居住することが困難となった場合における支援 (5) その他区長が必要と認める支援 (関係機関等との連携協力) 第 10 条 区は、犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう、関係機関等との連携に努めなければならない。 (理解促進) 第 11 条 区は、基本理念を踏まえ、区民等や事業者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて必要な施策を講ずるものとする。 (区内に住所を有しない犯罪被害者等への支援) 第 12 条 区は、区内に住所を有しない者が区内で発生した犯罪等により害を被った時は、第 7 条において設置する相談窓口を通じて、その者が住所を有する地方公共団体と連携・協力し、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うものとする。
--	--

(運用方針の策定) 第 14 条 区長は、第 8 条から第 1 2 条に掲げるまでの規定について、運用方針を別に定める。 (意見の反映) 第 15 条 区は、<u>区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策について、犯罪被害者等及び区民からの意見を反映するよう努めるものとする。</u> (個人情報の適切な管理) 第 16 条 区は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。 (委任) 第 17 条 この条例に定めるもののほか、<u>犯罪被害者等に関する支援について</u>必要な事項は、区長が別に定める。 付 則 この条例は、令和 年 月 日から施行する。	(運用方針の策定) 第 13 条 区長は、条例第 7 条から条例第 1 1 条に掲げる具体的な方策等について、運用方針を別に定める。 (個人情報の適切な管理) 第 14 条 区は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。 (委任) 第 15 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。 付 則 この条例は、令和 年 月 日から施行する。
---	--

運用方針 新旧対照表

運用方針（第2次）	運用方針（令和6年4月常任委員会報告）
1 運用方針について 条例第14条に基づき、犯罪被害者等支援に関する具体的な支援策の実施について定める。運用方針は、社会状況の変化や犯罪被害者等の声などを考慮し、必要に応じて見直すものとする。 2 支援の対象となる犯罪被害者等とは 犯罪被害者等相談窓口への相談は、犯罪（交通事故含む）の種類や警察署への被害届の有無に関わらず、犯罪による被害にあったと申し出た者を対象とする（住民登録の有無を問わない。）。 ただし、個別具体の支援を利用する場合においては、支援の対象となる要件（住民登録等）により限定される場合がある。 また、犯罪被害者の家族又は遺族については、戸籍上の親族関係がない者でも、家族又は親族と同様の状況にある場合は、家族又は遺族とみなす。 3 早期回復・生活再建に向けた支援策について （1）犯罪等に起因する相談に関する支援 ① 弁護士相談費用の助成 ② カウンセリング費用の助成 （2）経済的支援 ① 遺族支援金 ② 遺族子育て支援金 ③ 重傷病支援金 ④ 性犯罪被害支援金	1 運用方針について 条例第13条に基づき、犯罪被害者等支援に関する具体的な支援策の実施について定める。運用方針は、社会状況の変化や犯罪被害者等の声などを考慮し、必要に応じて見直すものとする。 2 支援の対象となる犯罪被害者等とは 犯罪被害者等相談窓口への相談は、犯罪（交通事故含む）の種類や警察署への被害届の有無に関わらず、犯罪による被害にあったと申し出た者を対象とする。（住民登録の有無を問わない。） ただし、個別具体の支援を利用する場合においては、支援の対象となる要件（住民登録等）により限定される場合がある。 また、犯罪被害者の家族又は遺族については、戸籍上の親族関係がない者でも、家族又は親族と同様の状況にある場合は、家族又は遺族とみなす。 3 早期回復・生活再建に向けた支援策について （1）犯罪等に起因する相談に関する支援 ① 弁護士相談費用の助成 ② カウンセリング費用の助成 （2）経済的支援 ① 遺族支援金 ② 重傷病支援金 ③ 遺族子育て支援金 ④ 性犯罪被害支援金

(3) <u>家庭生活及び仕事、学業の社会生活を継続することが困難となった者への支援</u> ① <u>家事・介護等に関する支援</u> (配食サービス、食事費用助成、家事・介護等支援費用助成、移動費用助成) ② <u>育児等に関する支援</u> (一時保育・預かり費用助成) ③ <u>就労や修学に関する支援</u> (就労準備費用助成、修学費用助成) (4) 居住支援 ① 転居費用助成 ② 宿泊費用助成 (5) 上記以外の支援 ① 性犯罪被害者への支援策 4 普及啓発 (1) さまざまな機会を活用した普及啓発 犯罪被害者等の置かれた状況、接し方(家族、配偶者・パートナー・交際相手、友人、行政、医療機関等における接し方)などの内容について、さまざまな機会(地域の集まり、区民まつり、梅まつり等のイベントなど)を活用し、普及啓発する。 (2) さまざまな広報媒体を活用した普及啓発 H P、区のおしらせ、区政P Rコーナー、X(旧 Twitter)、デジタルサイネージ等を活用し、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。 (3) 犯罪被害者週間での普及啓発	(3) 日常生活や日常生活に付随する仕事や学業を継続することが困難となった者への支援 ① 家事等に関する支援 ② 育児等に関する支援 ③ 就労や修学に関する支援 (4) 居住支援 ① 転居費用助成 ② 宿泊費用補助 (5) 上記以外の支援 ① 性犯罪被害者への支援策 4 普及啓発 (1) さまざまな機会を活用した普及啓発 犯罪被害者等の置かれた状況、接し方(家族、配偶者・パートナー・恋人、友人、行政、医療機関等における接し方)などの内容について、さまざまな機会(地域の集まり、区民まつり、梅まつり等のイベントなど)を活用し、普及啓発する。 (2) さまざまな広報媒体を活用した普及啓発 H P、区のおしらせ、区政P Rコーナー、X(旧 Twitter)、デジタルサイネージ等を活用し、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。 (3) 犯罪被害者週間での普及啓発
--	---

犯罪被害者週間にちなみ、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。 (4) 学校や教育活動を通じた普及啓発 「(仮称) 二次被害を防ぐためのリーフレット」(小学生版・中学生版)を作成し、学校関係者、保護者、生徒等へ配布し、犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか二次被害の防止等について普及啓発を行う。 (5) 事業者向け普及啓発 犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか、雇用の安定や職場等における二次被害の防止のためのリーフレット等を作成し、普及啓発を行う。 5 犯罪被害者等相談員の人材確保・育成 条例第9条に基づき、犯罪被害者等支援相談員に求められる要件、人材確保・育成について定める。 (1) 犯罪被害者等支援相談員に求められる要件と人材確保 犯罪被害者等支援はそれぞれの状況を踏まえて、被害者のためにできることを整理し、理解する必要がある。相談を丁寧に聴き取り、気持ちを汲み取り、求められている支援を的確に把握できるスキルがある者を配置する。 また、警察署や他の支援機関や病院などで代弁ができ、相談者に寄り添うことのできる人材が望ましい。 人材確保にあたっては、犯罪被害者等支援に関わった者、各種相談業務に関わった者を基本とし、極力、福祉分野に精通している者で、犯罪被害者等支援相談員としての相応を担保する。 (2) 育成 以下の研修等を積極的に活用し、人材の育成を図る。	犯罪被害者週間にちなみ、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。 (4) 学校や教育活動を通じた普及啓発 「(仮称) 二次被害を防ぐためのリーフレット」(小学生版・中学生版)を作成し、学校関係者、保護者、生徒等へ配布し、犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか二次被害の防止等について普及啓発を行う。 (5) 事業者向け普及啓発 犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか、雇用の安定や職場等における二次被害の防止のためのリーフレット等を作成し、普及啓発を行う。 5 犯罪被害者等相談員の人材確保・育成 条例第8条に基づき、犯罪被害者等支援相談員に求められる要件、人材確保・育成について定める。 (1) 犯罪被害者等支援相談員に求められる要件と人材確保 犯罪被害者等支援はそれぞれの状況を踏まえて、被害者のためにできることを整理し、理解する必要がある。相談を丁寧に聴き取り、気持ちを汲み取り、求められている支援を的確に把握できるスキルがある者を配置する。 また、警察署や他の支援機関や病院などで代弁でき、相談者に寄り添うことのできる人材が望ましい。 人材確保にあたっては、犯罪被害者等支援に関わった者、各種相談業務に関わった者を基本とし、極力、福祉分野に精通している者で、犯罪被害者等支援相談員としての相応を担保する。 (2) 育成 以下の研修等を積極的に活用し、人材の育成を図る。
--	---

① 東京都が実施している研修 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等を学ぶ。 ② 東京都総合相談窓口への相談員の研修派遣 東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター）で一定期間受講し、犯罪被害者等支援の事例研究や裁判所等への同行など現場体験を通じた必要な知識、ノウハウを習得する。 ③ 全国研修会 公益社団法人全国被害者支援ネットワークが主催する研修に参加し、犯罪被害者等支援への社会福祉的知識の活用、グリーフサポート、被害にあった子どもたちへの支援、保護者への支援、司法面接の視点を踏まえた支援等を習得する。 6 庁内連携及び関係支援機関との連携 犯罪被害にあった者の生活は多種多様であり、支援も多岐に渡るため、単独所管（機関）での支援では限界があり、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働は不可欠なため、連携・協働強化を図る。 （１）犯罪被害者等支援マニュアルの作成 犯罪被害者等支援マニュアルを作成し、庁内関係所管へ配布し、職員の意識向上を図る。 （２）情報共有 関係所管の<u>管理職</u>で構成する<u>人権施策関係課連絡会</u>を活用し、犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、支援にあたっての情報共有を図る。	① 東京都が実施している研修 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等を学ぶ。 ② 東京都総合相談窓口への相談員の研修派遣 東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター）で一定期間受講し、犯罪被害者等支援の事例研究や裁判所等への同行など現場体験を通じた必要な知識、ノウハウを習得する。 ③ 全国研修会 公益社団法人全国被害者支援ネットワークが主催する研修に参加し、犯罪被害者等支援への社会福祉的知識の活用、グリーフケア、被害にあった子どもたちへの支援、保護者への支援、司法面接の視点を踏まえた支援等を習得する。 6 庁内連携及び関係支援機関との連携 犯罪被害にあった者の生活は多種多様であり、支援も多岐に渡るため、単独所管（機関）での支援では限界があり、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働は不可欠なため、連携・協働強化を図る。 （１）犯罪被害者等支援マニュアルの作成 犯罪被害者等支援マニュアルを作成し、庁内関係所管へ配布し、職員の意識向上を図る。 （２）情報共有 関係所管で構成する庁内連絡会を活用し、犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、支援にあたっての情報共有を図る。
--	---

(3) <u>支援調整会議の実施</u> 犯罪の種類や被害者の置かれた状況は多種多様であり、区民の生活に関わる各所管の視点から<u>犯罪被害者等への支援について検討し、犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対する支援の質の向上を図るため、関係所管の係長級職員で構成する支援調整会議を開催する。</u> (4) 関係支援機関との連携強化 犯罪被害者等相談員が中心となり、関係支援機関（区内警察署、民間支援機関等（ボランティア団体含む））の支援者に対し、相談事例等を基に、双方のスキルアップや連携体制強化を目的とした情報共有や事例研究、研修会等を実施する。 7 <u>(仮称) 支援制度運用委員会</u>の設置 犯罪被害者等への支援等について、今後、支援の対象となる犯罪被害の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について審査等を行う、<u>(仮称) 支援制度運用委員会</u>を設置する。	(3) 事例検討会の実施 犯罪の種類や被害者の置かれた状況は多種多様であり、区民の生活に関わる各所管の視点から犯罪被害者等への支援に関する事例について検討し、犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対する支援の質の向上を図るため、関係所管で事例検討会を行う。 (4) 関係支援機関との連携強化 犯罪被害者等相談員が中心となり、関係支援機関（区内警察署、民間支援機関等）の支援者に対し、相談事例等を基に、双方のスキルアップや連携体制強化を目的とした情報共有や事例研究、研修会等を実施する。 7 (仮称) 運用審査委員会の設置 犯罪被害者等への支援等について、今後、支援の対象となる犯罪被害の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について審査等を行う、(仮称) 運用審査委員会を設置する。
--	--

(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例素案の概要

別紙2-1₁₄

犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変します。犯罪被害者本人や家族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれのない誹謗中傷や偏見による差別等、精神的ダメージに悩まされる場合もある。このような状況から、犯罪被害者本人や家族、遺族ができる限り速やかに安全で安心できる生活を送ることができるようにするためには、これらの犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、配慮することができる地域社会全体の理解が必要である。

区は、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築することを目指し、この条例を制定する。

目的(第1条)

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨にのっとり、世田谷区における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区の責務、区民等及び事業者並びに学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進するとともに、犯罪被害者等が被った不利益等の軽減及び回復を図ることを目的とする。

基本理念(第3条)

- 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられるよう配慮する。
- 区、区民等、事業者及び関係機関等が相互に連携及び協力し並びに、長期的な視点とともに、速やかに安全で安心できる生活を送るために必要な支援を途切れなく行う。
- 犯罪被害者等の名誉又は生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の防止に配慮する。

区民等の役割(第5条)

- 犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮する。
- 区の犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

事業者の役割(第6条)

- 犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう努める。
- 雇用関係にある犯罪被害者等に対しては、必要な支援を行い、区の犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

学校等の役割(第7条)

- 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、教育活動等において二次被害を生じさせることのないよう十分配慮しなければならない。
- 在籍する幼児、児童、生徒又は学生が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるよう、その学校生活等に関し、必要な配慮が行われるよう努める。
- 区が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

区の責務(第4条)

犯罪被害者等への支援が実施されるよう、支援の体制の整備に努める。また、犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行う。

犯罪被害者等相談窓口の設置(第8条)

犯罪被害者等の総合的な支援のため、窓口を設置する。

区民等、事業者や学校等への理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じた施策を実施する。



初期対応から回復に向けた総合コーディネート機能を担う

人材の育成(第9条)

関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援に必要な支援策を実施する。

犯罪被害者等への支援(第10条)

関係機関等との連携(第11条)

犯罪被害者等が必要な支援を受けられるよう、関係機関等との連携に努める。

理解促進(第12条)

運用方針の策定(第14条)

第8条から第12条までに掲げる規定について、運用方針を定める。

区が実施する支援策

- 犯罪等に起因する相談に関する支援
- 経済的負担の軽減
- 家庭生活及び仕事、学業の社会生活を継続することが困難となった者への支援
- 現在の住居に居住することが困難となった場合における支援
- その他区長が必要と認める支援

関係機関等

- 国
- 東京都
- 地方公共団体の機関
- 警察
- 犯罪被害者等支援団体
- その他関係する者

世田谷区犯罪被害者等支援に係る運用方針(第2次)の概要

別紙2-25

～運用方針策定の目的～

(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(以下「条例」という。)第14条に基づき、支援策などをより具体化するため策定する。

条例第10条 ▶▶▶

3 早期回復・生活再建に向けた支援策

○相談に関する支援

- ・弁護士相談費用の助成
- ・カウンセリング費用の助成

○経済的支援

- ・遺族支援金
- ・遺族子育て支援金
- ・重傷病支援金
- ・性犯罪被害支援金

○住居に関する支援

- ・転居費用助成
- ・宿泊費用助成

○日常生活への支援

- ・配食サービス
- ・食事費用助成
- ・家事・介護等支援費用助成
- ・移動費用助成
- ・一時保育・預かり費用助成
- ・就労準備費用助成
- ・修学費用助成



条例第8・9条 ▶▶▶

5 犯罪被害者等相談員の人材確保・育成



犯罪被害を受けた方が、安心して相談できるよう、犯罪被害者等相談員の人材確保と国や東京都の研修等を通じ育成に努める。

条例第11条 ▶▶▶

6 庁内連携及び関係支援機関との連携



犯罪被害を受けた方の生活は多種多様で、必要な支援も多岐に渡るため、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働強化を図り、きめ細かい支援を実施する。

条例第12条 ▶▶▶

4 普及啓発

○さまざまな機会・広報媒体を活用した普及啓発

- ・区民まつり等の機会や区HP、区のおしらせ、デジタルサイネージ等を活用し、犯罪被害者等が置かれた状況や接し方等について普及啓発を図る。

○二次被害を防ぐための普及啓発

- ・学生、事業者、区民向けリーフレットを策定する。

○相談窓口の普及啓発

- ・犯罪被害者等相談窓口の認知度向上のため、さまざまな機会や広報媒体を活用し、周知する。

7 (仮称)支援制度運用委員会の設置

犯罪被害者等への支援について、支援の対象となる犯罪被害者の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について、学識経験者等を交えた審査会を設置し、審査などを行う。

(仮称) 世田谷区犯罪被害者等支援条例 素案

犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変します。犯罪被害者本人や家族又は遺族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれのない^{ひぼう}誹謗中傷や偏見による差別等の精神的苦痛に悩まされる場合もあります。このような状況から、犯罪被害者本人や家族又は遺族ができる限り速やかに安全で安心できる生活を送ることができるようにするためには、これらの犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、配慮することができる地域社会全体の理解が必要です。

区は、犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築していくことを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、世田谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区の責務、区民等及び事業者並びに学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等の支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が被った不利益等の軽減及び回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により、害を被った者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として区長が認める者をいう。
- (3) 区民等 区内に居住し、通勤し、又は通学する者等をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び学校以外の教育施設でその教育課程が学校の教育課程に相当するもの、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (6) 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、これを要因として被る、インターネット等による^{ひぼう}誹謗中傷、取材攻勢、報道、周囲からの好奇心な目又は心ない言動及び偏見による差別等によって生じる、生活への脅威及び制

限、心身の不調、尊厳の侵害並びに経済的損失等の被害をいう。

(7) 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。

(8) 関係機関等 国、東京都、地方公共団体の機関及び警察並びに犯罪被害者等の支援に係る公共団体及び民間の団体その他関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等への支援を推進するための基本理念(以下「基本理念」という。)は、次のとおりとする。

(1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮すること。

(2) 犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、区、区民等、事業者及び関係機関等が相互に連携及び協力し並びに、長期的な視点とともに、できる限り速やかに安全で安心できる生活を送るために必要な支援を途切れなく行うこと。

(3) 犯罪被害者等の名誉及び生活を害することがないよう二次被害及び再被害の防止に配慮すること。

(区の責務)

第4条 区は、犯罪被害者等の支援に当たっては、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるよう犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるとともに、犯罪被害者等の様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行うものとする。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、区が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように努めるとともに、雇用関係にある犯罪被害者等に対しては、必要な支援を行い、区が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、教育活動等において二次被害を生じさせることがないように十分に配慮するよう努めるものとする。

2 学校等は、在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等という。」）が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるようにするため、その学校生活等に関し、必要な配慮が行われるよう努めるものとする。

3 学校等は、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（犯罪被害者等相談窓口の設置）

第8条 区は、犯罪被害者等からの相談について、この条例に規定する支援を総合的に実施するため、相談窓口を設置するとともに、犯罪被害者等への支援に関し、十分な知識及び経験を有する者を配置する。

2 前項の相談は、警察署への被害届の提出の有無を問わないこととする。

（人材の育成）

第9条 区は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等相談員及び支援に携わる職員を育成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪被害者等への支援）

第10条 区は、次の各号に掲げる事項について、関係機関等と連携し、犯罪被害者等への必要な支援策を講ずるものとする。

- （1）犯罪等に起因する相談に関する支援
- （2）経済的負担の軽減
- （3）家庭生活及び仕事、学業の社会生活を継続することが困難となった者への支援
- （4）現在の住居に居住することが困難となった場合における支援
- （5）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める支援

（関係機関等との連携）

第11条 区は、犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携に努めなければならない。

（理解の促進）

第 12 条 区は、基本理念を踏まえ、区民等及び事業者並びに学校等の理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を講ずるものとする。

（区内に住所を有しない犯罪被害者等への支援）

第 13 条 区は、区内に住所を有しない者が区内で発生した犯罪等により害を被ったときは、第 8 条で規定する相談窓口を通じ、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、並びに必要な情報の提供及び助言等の支援を行うものとする。

（運用方針の策定）

第 14 条 区長は、第 8 条から第 12 条に掲げるまでの規定について、運用方針を別に定める。

（意見の反映）

第 15 条 区は、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策について、犯罪被害者等及び区民からの意見を反映するよう努めるものとする。

（個人情報の適切な管理）

第 16 条 区は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

（委任）

第 17 条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等に関する支援について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

世田谷区犯罪被害者等支援に係る運用方針（第2次）

1 運用方針について

条例第14条に基づき、犯罪被害者等支援に関する具体的な支援策の実施について定める。運用方針は、社会状況の変化や犯罪被害者等の声などを考慮し、必要に応じて見直すものとする。

2 支援の対象となる犯罪被害者等とは

犯罪被害者等相談窓口への相談は、犯罪（交通事故含む）の種類や警察署への被害届の有無に関わらず、犯罪による被害にあったと申し出た者を対象とする。（住民登録の有無を問わない。）

ただし、個別具体の支援を利用する場合においては、支援の対象となる要件（住民登録等）により限定される場合がある。

また、犯罪被害者の家族又は遺族については、戸籍上の親族関係がない者でも、家族又は親族と同様の状況にある場合は、家族又は遺族とみなす。

3 早期回復・生活再建に向けた支援策について

（1）犯罪等に起因する相談に関する支援

- ① 弁護士相談費用の助成
- ② カウンセリング費用の助成

（2）経済的支援

- ① 遺族支援金
- ② 重傷病支援金
- ③ 遺族子育て支援金
- ④ 性犯罪被害支援金

（3）家庭生活及び仕事、学業の社会生活を継続することが困難となった者への支援

- ① 家事・介護等に関する支援
（配食サービス、食事費用助成、家事・介護等支援費用助成、移動費用助成）
- ② 育児等に関する支援
（一時保育・預かり費用助成）
- ③ 就労や修学に関する支援
（就労準備費用助成、修学費用助成）

（4）居住支援

- ① 転居費用助成
- ② 宿泊費用補助

（5）上記以外の支援

① 性犯罪被害者への支援策

4 普及啓発

(1) さまざまな機会を活用した普及啓発

犯罪被害者等の置かれた状況、接し方（家族、配偶者・パートナー・恋人、友人、行政、医療機関等における接し方）などの内容について、さまざまな機会（地域の集まり、区民まつり、梅まつり等のイベントなど）を活用し、普及啓発する。

(2) さまざまな広報媒体を活用した普及啓発

H P、区のおしらせ、区政P Rコーナー、X（旧 Twitter）、デジタルサイネージ等を活用し、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。

(3) 犯罪被害者週間での普及啓発

犯罪被害者週間にちなみ、犯罪被害における理解と支援について普及啓発する。

(4) 学校や教育活動を通じた普及啓発

「（仮称）二次被害を防ぐためのリーフレット」（小学生版・中学生版）を作成し、学校関係者、保護者、生徒等へ配布し、犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか二次被害の防止等について普及啓発を行う。

(5) 事業者向け普及啓発

犯罪被害者等への理解と支援の必要性のほか、雇用の安定や職場等における二次被害の防止のためのリーフレット等を作成し、普及啓発を行う。

5 犯罪被害者等相談員の人材確保・育成

条例第8条に基づき、犯罪被害者等支援相談員に求められる要件、人材確保・育成について定める。

(1) 犯罪被害者等支援相談員に求められる要件と人材確保

犯罪被害者等支援はそれぞれの状況を踏まえて、被害者のためにできることを整理し、理解する必要がある。相談を丁寧に聴き取り、気持ちを汲み取り、求められている支援を的確に把握できるスキルがある者を配置する。また、警察署や他の支援機関や病院などで代弁ができ、相談者に寄り添うことのできる人材が望ましい。

人材確保にあたっては、犯罪被害者等支援に関わった者、各種相談業務に関わった者を基本とし、極力、福祉分野に精通している者で、犯罪被害者等支援相談員としての相応を担保する。

(2) 育成

以下の研修等を積極的に活用し、人材の育成を図る。

① 東京都が実施している研修

犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等を学ぶ。

② 東京都総合相談窓口への相談員の研修派遣

東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター）で一定期間受講し、犯罪被害者等支援の事例研究や裁判所等への同行など現場体験を通じた必要な知識、ノウハウを習得する。

③ 全国研修会

公益社団法人全国被害者支援ネットワークが主催する研修に参加し、犯罪被害者等支援への社会福祉的知識の活用、グリーフサポート、被害にあった子どもたちへの支援、保護者への支援、司法面接の視点を踏まえた支援等を習得する。

6 庁内連携及び関係支援機関との連携

犯罪被害にあった者の生活は多種多様であり、支援も多岐に渡るため、単独所管（機関）での支援では限界があり、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働は不可欠なため、連携・協働強化を図る。

（１）犯罪被害者等支援マニュアルの作成

犯罪被害者等支援マニュアルを作成し、庁内関係所管へ配布し、職員の意識向上を図る。

（２）情報共有

関係所管の管理職で構成する人権施策関係課連絡会を活用し、犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、支援にあたっての情報共有を図る。

（３）支援調整会議の実施

犯罪の種類や被害者の置かれた状況は多種多様であり、区民の生活に関わる各所管の視点から犯罪被害者等への支援について検討し、犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対する支援の質の向上を図るため、関係所管の係長級職員で構成する支援調整会議を開催する。

（４）関係支援機関との連携強化

犯罪被害者等相談員が中心となり、関係支援機関（区内警察署、民間支援機関等（ボランティア団体含む））の支援者に対し、相談事例等を基に、双方のスキルアップや連携体制強化を目的とした情報共有や事例研究、研修会等を実施する。

7 （仮称）支援制度運用委員会の設置

犯罪被害者等への支援等について、今後、支援の対象となる犯罪被害の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について審査等を行う、（仮称）支援制度運用委員会を設置する。

犯罪被害者等支援 支援策一覧(素案) 調整中

別紙 5

No	種別	自治体	施策名	金額	内容	対象被害	対象者	申請期限
1	支援金給付	国	犯罪被害者給付制度 (遺族給付金)	1,060万円～2964.5万円	犯罪被害等を早期に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう、給付金を支給する。 ※被害者の年齢、生計維持遺族の人数等で算定。	死亡	遺族	・犯罪の認知から2年又は犯罪発生から7年以内
		都	犯罪被害者等見舞金給付 (遺族見舞金)	上限:30万円	犯罪被害者及び遺族に対して、経済的な負担を軽減し、もってその日常生活や社会生活等の早期回復を図ることを目的に支給する。	死亡	遺族	・犯罪発生から1年以内
		区	遺族支援金	上限:30万円	犯罪被害により死亡した被害者遺族に生活再建に向けた一時的な生活費の補填として、支援金を給付する。 ※時に重傷病支援金、性犯罪支援金を受給しているときは、その額を差し引いた額。この場合、死亡した時から1年以内に申請。	死亡	遺族	・犯罪発生から1年以内
2	支援金給付	国	なし					
		都	なし					
		区	遺族子育て支援金	30万円	犯罪被害により死亡した被害者遺族に生活再建に向けた一時的な生活費の補填として、支援金を給付する。 ※被害者が生計を維持していた18歳以下の子の人数を乗じて得た額。	死亡	遺族	・犯罪発生から1年以内
3	支援金給付	国	犯罪被害者給付制度 (重傷病給付金)	上限:120万円	概要 犯罪被害等を早期に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう、給付金を支給する。 ※3年分の医療費、休業損害を基準に算定。	重傷病	被害者	・犯罪の認知から2年又は犯罪発生から7年以内
					定義 【重傷病】 療養期間が1か月かつ入院3日以上			
		都	犯罪被害者等見舞金給付 (重傷病見舞金)	上限:10万円	概要 犯罪被害者及び遺族に対して、経済的な負担を軽減し、もってその日常生活や社会生活等の早期回復を図ることを目的に支給する。	重傷病	被害者	・犯罪発生から1年以内
					定義 【重傷病】 療養期間が1か月かつ入院3日以上			
		区	重傷病支援金	10万円	概要 犯罪被害により重傷病を負った被害者に生活再建に向けた一時的な生活費の補填として、支援金を給付する。	重傷病	被害者	・犯罪発生から1年以内
					定義 【重傷病】 1か月以上の療養を要する負傷又は疾病			
4	支援金給付	国	なし					
		都	なし					
		区	性犯罪被害支援金	10万円	概要 性犯罪を受けた被害者に療養にかかる経費の補填として、支援金を給付する。 定義 【性犯罪】 ・第176条(不同意わいせつ)、第177条(不同意性交)、第179条第1項(監護者わいせつ)、第179条第2項(監護者性交)、第181条(強制わいせつ等致死傷)、第241条(強盗・強姦性交等及び同致死)	性犯罪	被害者	・犯罪の認知(被害届の提出日)から1年以内

犯罪被害者等支援 支援策一覧(素案) 調整中

別紙 5

No	種別	自治体	施策名	金額	内容	対象被害	対象者	申請期限
5	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	配食サービス	上限:1人あたり2食(昼・夕)	食事を作ることが困難な場合に、食事を配達する 申請から30日間(状況により30日間の延長可) ※60日間で食事費用助成と併用可とする ※区の委託事業として実施	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1年以内
6	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	食事費用助成	上限:1食あたり1,000円 合計120回	食事を作ることが困難な場合に、配食サービス(民間)、フードデリバリーサービス、外食(民間の飲食店、子ども食堂、その他支援団体が提供する食事サービス)の利用費用を助成する(アルコールを除く) 申請から30日間(状況により30日間の延長可) ※60日間で配食サービスと併用可とする。 ※食事提供事業者により実施されるもの	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1年以内
7	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	家事・介護等支援費用助成	上限:1時間あたり5,000円 合計月60時間	家事代行・介護等を行うことが困難な場合に、家事・介護等サービスの利用費用を助成する 申請から30日間(状況により30日間の延長可) ・調理、洗濯、掃除、買い物等の家事、介護、看護等、その他必要なもの ※家事代行・介護等サービスを提供する事業者が実施するもの	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1年以内
8	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	一時保育・預かり費用助成	上限:1時間あたり3,000円 1年目:100時間/年 2年目以降:50時間/年	警察・裁判所での手続や通院等のため、未就学児の一時保育及び一時預かり等を利用した場合に、その費用を助成する ※一時保育サービス・預かり事業を提供する事業者が実施するもの	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪の認知(被害届の提出日)から3年以内
9	生活支援	国	なし					
		都 (警視庁)	宿泊費用助成	上限:1人1泊、1.1万円 期間:3泊4日 (食費を除く)				
		区	宿泊費用助成	上限:1人1泊、1万円 6泊7日 (食費除く)	従前の住居に居住することが困難となり、宿泊施設を利用した場合に、その費用を助成する	死亡 重傷病 性犯罪 放火	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1年以内
10	生活支援	国	なし					
		都	転居費用助成	上限:20万円	従前の住居に居住することが困難になったと認められる方及び遺族が、新たな住居へ転居するための転居費用を助成する。	—	遺族 被害者	・犯罪発生から1年以内
		区	転居費用助成	上限:1回あたり25万円	従前の住居に居住することが困難となり、引越した場合に、その費用を助成する ・運送費用、不用品廃棄等、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割り家賃、原状回復費、その他費用(引越事業者、不動産事業者等に支払ったもの) ※①転居後に二次被害・再被害に遭い、再度転居した場合、②一時的に仮住まいに転居し、その後自宅に戻った場合、③一時的に仮住まいに転居し、改めて転居した場合は2回分の50万円を上限とする。	死亡 重傷病 性犯罪 放火	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1年以内

犯罪被害者等支援 支援策一覧(素案) 調整中

別紙 5

No	種別	自治体	施策名	金額	内容	対象被害	対象者	申請期限
11	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	移動費用助成	上限:3万5千円	重傷病や精神的なショックにより歩行が困難な場合、メディアスクラム等により、通常に外出することが困難な場合に、通勤・通院等の日常生活にかかるタクシー利用費用を助成する ※医師の診断書に記載された治療期間中の利用に限る	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から1年以内
12	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	就労準備費用助成	上限:10万円	転職または新たに就職する場合、就労に必要な資格の取得や書籍代等にかかる費用を助成する ・受験手数料 ・講習等の受講料 ・書籍代 ・就職面接等で着用するスーツ代 等	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪発生から2年以内
13	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	修学費用助成	上限:30万円	心身の被害により通学が困難となった場合、メディアスクラム等により通常に通学することが困難となった場合の修学にかかる費用を助成する ・家庭教師費用 ・通学にかかるタクシー代 等 ※被害者が生計を維持していた18歳以下の子の人数を乗じて得た額。	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪の認知(被害届の提出日)から1年以内
14	生活支援	国	なし					
		都	なし					
		区	弁護士相談費用助成	上限:1回1万1千円 3回まで	日常生活の困りごと、メディアスクラムへの対応や裁判に関する手続等について、弁護士に相談する場合の費用を助成する	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪の認知(被害届の提出日)から5年以内
15	生活支援	国	なし					
		都 (警視庁)	カウンセリング費用助成	上限:10万円				
		区	カウンセリング費用助成	上限:1万円 12回	公認心理師、臨床心理士が行うカウンセリングを受けた場合、その費用を助成する(保険診療によるカウンセリングを除く)	死亡 重傷病 性犯罪	被害者 遺族 家族	・犯罪の認知(被害届の提出日)から3年以内
16	相談	区	アウトリーチ型面談	—	被害者等の自宅やその近隣で面談を行う	—	犯罪被害者等	—
17	相談	区	同行支援	—	行政窓口、裁判所や病院等に相談員が同行する	—	犯罪被害者等	—